

第 4 5 号 議 案

足立区長の給料の特例に関する条例

上記の議案を提出する。

平成 2 6 年 2 月 2 0 日

提出者 足立区長 近 藤 弥 生

足立区長の給料の特例に関する条例

(区長の給料月額)

第 1 条 足立区長等の給料等に関する条例（昭和 3 1 年足立区条例第 1 3 号。以下「条例」という。）第 2 条の規定にかかわらず、足立区長（以下「区長」という。）の給料の月額は、条例別表第 1 に掲げる区長の給料月額からその 1 0 分の 1 に相当する額を減じて得た額とする。ただし、条例第 4 条及び足立区長等の退職手当に関する条例（昭和 3 4 年足立区条例第 4 号）第 3 条の規定の適用については、この限りでない。

(端数計算)

第 2 条 前条により得た給料月額に千円未満の端数金額があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。

付 則

この条例は、平成 2 6 年 4 月 1 日から施行し、同年 5 月 3 1 日限り、その効力を失う。

(提案理由)

区長の給料月額を減額する必要があるので、この条例案を提出いたします。